

山梨県立ろう学校部活動に係る活動方針

○基本方針

「部活動を通して視野を広げ、自主的・自発的に活動できる生徒を育成する」

【生徒】学業との両立を図るメリハリのある部活動実践

【教員】ワークライフバランスを念頭に無理のない部活動指導

○適切な運営のための体制整備

- ・設置する部は、卓球部・美術部とする。
- ・各部顧問が年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、管理職に提出する
- ・年間活動計画及び月間活動計画については、生徒・保護者に公表する
- ・部活動顧問を複数配置する
- ・専門的技術指導の面で、外部指導者の活用を図る
- ・管理職による部活動視察を定期的実施する
- ・生徒・教員に過重負担がかからないよう、適切な活動内容と活動量について、顧問・外部指導者・管理職間で共通確認を図る

○合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- ・事故の未然防止のため、施設・設備の点検を実施する
- ・体罰や暴言等のない指導を徹底する
- ・スポーツ医・科学の研究成果を積極的に取り入れ、指導場面で活用する
- ・顧問には、心肺蘇生法、AED使用等の研修を行う
- ・生徒間のトラブルやいじめ防止のため、顧問・担任・養護教諭等の連携を図る
- ・部活動費用（部費）等を集金する際には、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行う等、適正な処理を実施する。

○適切な休養日等の設定

- ・学期中は週当たり、原則2日以上以上の休養日を設ける（平日1日、土日1日）
- ・公式戦等で土日に両日活動した場合は、平日に休養日を設定する
- ・定期試験1週間前及び定期試験中の部活動は原則禁止する
- ・1日の通常活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする
- ・公式戦2週間前から平日の活動時間を30分延長できるものとする
- ・長期休業中は、学期中の休養日の設定に準ずる

○参加する大会や練習試合等の見直し

- ・県内の高等学校との練習試合を通して、生徒同士の交流を深め、規範意識や協調・協働の精神、積極的な社会参加への意識を育てる機会とする
- ・生徒や顧問と、参加する大会・練習試合、コンクール等を精査し、負担軽減を図る
- ・文武両道の精神を大切に、シーズン期とシーズン期以外の活動にメリハリをつける